

参議院内閣委員会會議録第二十一号

昭和三十三年六月四日(火曜日)

午前十一時二十五分開会

委員の異動

五月三十一日

辞任

補欠選任

武藤 常介君 塩見 俊二君
永末 英一君 田畑 金光君

出席者は左の通り。

委員長 村山 道雄君
理事 石原幹市郎君
下村 定君
鶴岡 哲夫君
山本伊三郎君

委員

大谷藤之助君 栗原 祐幸君
源田 実君 小抑 牧衛君
林田 正治君 鬼木 勝利君
小林 篤一君 田畑 金光君

衆議院議員

内閣委員長
代理理事
正案提出者

内藤 隆君

政府委員

内閣総理大臣 松永 勇君
官房審議室長 徳安 実蔵君
総理府総務長官 瓜生 順良君
官内庁次長 小畑 忠君
皇室経済主管

行政管理 宇田 国栄君

政務次官 山口 一夫君

行政管理庁長 山口 西君

行政管理庁行 政監察局長

事務局長 常任委員 伊藤 清君

説明員 会専門員

内閣総理大臣官 房臨時在外財産 問題調査室長 広長敬太郎君

本日の会議に付した案件

○総理府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(村山道雄君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず委員の異動について御報告いたします。去る五月三十一日、武藤常介君及び永末英一君が委員を辞任され、その補欠として塩見俊二君及び田畑金光君が委員に選任されました。

○委員長(村山道雄君) 総理府設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、これより質疑に入ります。政府側より、ただいま徳安総務長官、瓜生官内庁次長が出席いたしました。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田畑金光君 最初に、私総理府設置法等の改正に関連しながら、一部の問題を尋ねたいと思います。

最初に総務長官にお尋ねしたいのは、農地被買収者問題調査会というものが、同設置法が昨年の六月三十日に失効して廃止になったわけです。この調査会については、たしか二カ年の期間、法に基づいて諸活動を進めて内閣に対する答申等も出してきた経緯を持つておりますが、今回同調査会が失効して、総理府令の改正も一部なされたというわけですが、率直にこの際お尋ねしたいことは、同調査会の設置目的というものは達成できたのかどうか、また同調査会の昨年六月政府に出した答申というもののについて政府はどのように評価されておられるのか、これを端的に承わりたいと思います。

○政府委員(徳安実蔵君) ただいまの御質問にお答えいたしますが、資料を実は十分持つて参りませんので、もし必要でございましたら、あとからその資料等を整理して後刻御説明申し上げたいと思っております。先般設けてございました調査会が、御承知のように、全般的にわたる調査でございまして、抽象的に、抽出的な調査を行ないまして、はたしてこの農地被買収者の諸君の生活状態が現在どうなっているか、困窮状態はどうなっているかというような点を抽出して調査をされたという点と、しばしば本委員会においても御説

明いたしておりますように、被買収者はそれほど困っていないとか、あるいはこれを救済するために一応奨学資金みたいなものを、学費を貸してやつたらどうかとかいうような事例が数項出ておるわけでございますが、一応当時の調査といたしましては、その程度であつたわけでありまして、その程度で、今回の調査は、私のほうの考え

といたしましては、あの昭和二十一年から六年にかけまして、農地革命にもひとしいような大きな移動が行なわれておりますので、こうしたものをもう少し掘り下げて、実態を調査して、将来にも備えておきたい、記録に残したい、こういうような形で最初出発をしておるわけでございます。それにつきまして政府のほうでも、総理も申しましたように、何とか処置をいたしたいという気持ちもございまして、それについていたしまして、そうした調査を、ある程度の数字的にも全般にわたる調査をしませんという、実態というものが明らかになりませんので、そういうものもこの際調査をし、また世論等も調査したらどうかという考え方で、先回調査いたしましたものと重複しないようにいたしまして、そして違つた形で調査をしようという事で、今部屋をこしらえて調査に着手いたしておるのでございます。

○田畑金光君 そうしますと、同調査会が廃止されると同時に、今度総理府組織令の改正によって、今お話しのように臨時農地等被買収者問題調査室

というものが設けられたわけですが、この調査会と調査室というのとはどういう関係に立つのか、具体的に調査会から調査室に継承するものがあるのかどうか、あるいは全然別のものとして、今度調査室は独自の立場で作業を始めていくのかどうか。その点ですね。もう一度明確にさせていただきたいと思うのです。

○政府委員(徳安実蔵君) この調査会の報告書は一冊分ずつになりまして一冊のものになって出ておりますので、多分田畑委員もごらんをいただいておりますが、もし必要でございましたら、あとからお届けいたしますから、ひとつ見ていただきたいと思います。今度の調査は前の調査とは全く趣きを異にいたしておりますので、違つた角度から調査をいたしたいということでございます。先回のあの調査を決して無にするわけではございません。先回の調査は調査として十二分に政府は勘安もし尊重もしておるわけでございますが、今回の調査は実態を、ほんとうの実態を調査しようというわけでございますから、その調査には調査という言葉は違ひはございませんが、内容は全く異なつたものでございまして、したがって、前回の調査も、政府といたしましてはしばしば申し上げておりますように、十分に参考とし尊重して考へておる建前でございます。

○田畑金光君 政府としては、前回の調査会の答申については、今後とも尊

重する建前ではあるが、しかし、今回の調査室の活動そのものについては、全然別個の立場において、見解において調査を進めていくのだという、こういうことでございますか。

○政府委員(徳安実蔵君) そのとおりでございます。調査会の範囲、調査の仕方は全然異なっておりまして、今度の調査はほんとうの実態を個々についてするという考え方でございまして、それが完成いたしましたから、あの当時の大きな大改革が記録の上に残るように調査を完成したい、こう考えておるわけでございます。

○田畑金光君 現在そうしますと、調査室の調査を進めるにあたっていろいろな基準等があるかと思ひますが、それはどういふような基準に基づいて具体的な調査を進めておられるのか、また、いつごろをめどに調査の結果を集約されようとなさっておられるのであるか、あるいはまたどういふ手続を経てどういふ国、地方の機関を通じて調査を進めていくとしておられるか、そういう実情について説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(徳安実蔵君) ただいまこの当時買収いたしました状況でございますとか、場所によりましては被買収の実態も非常に異なっておるもの等もございまして、これを一つのワタの中に当てはめて調査することに非常な困難もございしますが、しかし、実態を完全に調査したいということが目的でございますために、農林省や地方庁ともいろいろ折衝をいたして、ただいま案をこしらへつつあるわけでございまして、近く案ができると思ひます。で、それに基づきまして各地方庁を通

じて調査をしていただきたい、かように考えておるわけでございまして、案が完成いたしましたら御報告をいたしたいと思ひます。

○田畑金光君 そういたしますと、調査の基準についての案等、まだできていない、したがって、調査活動は始まっていない、こういうことにお聞きいたしますが、具体的にはいつごろから始めるのか、また、その調査をするにあたってはどういふ手続、方法をとって進めていくとするのか、その辺はどうでございますか。

○政府委員(徳安実蔵君) 大体今申し上げましたように準備中でございますので、といつても、あまりおくれても困りますから、大体十日、十一日ごろをめどにいたしまして、そのころまでには一応の様式というものをきめまして、そして各地方のこの問題に関係される当務者を東京においで願ひまして、そして調査の記入等に対する説明と申しますか、それを開きまして、そうしてあるいはまたいろいろ御意見も出ましようから、そういうものを参考にしまして、そしてそういう要旨を印刷に付して、全国の市町村にお願ひをしますという形をとりたいと考えておりますが、大体今申し上げましたように、十日か十一日ごろをめどにして、地方の関係者を東京においで願ひて説明をし、意見も聞きたいという程度までは進んでいるわけでござい

ますが、その後、じゃあいつから、そういう印刷物が早くできて、いつからいつまでに調査を完了するということと、それではまだめどがついていないわけでございます、まあなるべくなら急いでやりたいという気持もございま

すが、非常に複雑ないろいろな問題がありますので、私どもの考えているとおりに運ばないかも知れませんが、できるだけすみやかに実態をつかむことだけはいたしたいと考えております。

○田畑金光君 この問題は三十八年度予算審議にあたって大きな政治的な議論を呼んだ問題でもありませんし、また、国民が非常に関心深く見ている問題でもあるし、また政府等、与党の問題もあるわけですが、そういう調査の成果について、しからば今後具体的に政府の政策にどう反映するかという問題、また、来年度の予算についてどういふことにこれを扱うという問題等について、この調査室としては、あるいは内閣としては、政府としては、三十九年度の予算措置等については十分間に合うような、そういうスケジュールのもとに事を進めていくのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○政府委員(徳安実蔵君) 別に総理のほうから何日までというお指図も受けておりませんが、事務的にはなるべく早く実態をつかむような事務的な進め方をしているわけでございまして、それが完成いたしましたから、政府としてはその実態に基づいて御相談の上、閣議で決定をし、もし何らかの処置をとるといふことになりましたら、国会に法律案なり、その他の方法によつて御審議を願ふことにならうかと思ひます。

○田畑金光君 その点は、よしあしは、あるいは評価の問題は、今日は論議いたしません、この調査室の問題はそれにとどめて、次にもう一つ、今の調査室と同時に、政府は総理府組織

令の一部改正によつて臨時在外財産問題調査室というのを総理府本府の大蔵官房に設置されたわけです。この設置というものが、たしか四月の上旬であつたと思ひますが、閣議決定に基づいて、臨時在外財産問題調査室が設けられた。われわれ新聞でこれを見たわけですが、この調査室の設置された社会的、経済的と申しますか、ないし政治的背景というものは一体何かという問題です。この点について、これが直接担当されているのは総務長官であります、そういう社会、経済的な事情等について、政府の見解というものをこの際明確にしておいてもらいたいと思ひます。

○政府委員(徳安実蔵君) この問題につきましては、私の手元限りにおきましては、その後における情勢等を、実態をつまびらかにするといふ意味で調査室を設けたわけでございまして、その処置等につきましては、その在外財産に対する問題をどうするかという政治的な問題につきましては、今後に残された問題として研究をされると思ひます。私のほうでは、閣議決定の基本的な考え方は、かつて調査会ができました答申をいただいたのでありますけれども、その答申は、補償責任の有無については断定を下すに至らなかったといふようなことでございまして、中国、朝鮮、これは南北を通じてござい

ますが、そういうような地域にありますが、その財産が一体どうなるか、その権利、義務はどういふような問題、義務はどういふような問題、その後の国際情勢の変化等もございまして、これは法律的にも非常に困難な問題があるようにございまして、この問題は政府の考え方だけでは

ちろんいけませんので、国際関係の専門の諸君の御意見も聞かねばなりませんし、それから海外の情勢等も承知をし、あるいは今後における国際関係は国と国との外交関係においていかに処理せらるべきか、しかも、その責任は政府が負うべきかというような問題も今後起きてくるような問題でございまして、こういう事柄が一切がつさい先回の調査会では不問に付せられて、今日の段階ではそこに断定を下すに至らなかったという報告を受けておるわけでございますので、そういう問題も実はほうっておくことはいけないといふ考え方から、ある程度結論づける一つの資料というものを整えることが必要ではなからうか。御承知のように、日韓問題も今交渉の過程にございまして、そういう問題につきましても、向こうに残された財産というものが条約によつて放棄せられておる、一体それは、もう個人々々は、政府がそういうことをやった以上は全然取りつく島がないのかどうかというような問題もございまして、そういう問題について、学者の間には意見が相当あるようにござい

ます。そういうようなものを、先回はほんとうのわずかな期間でくくりつけておられますので、そういうような問題も相当重要な問題でございまして、研究もし、また、海外における財産がその後どうなつておるかといふことも外務省を通じて調査もし、調べておこうという、そういう考え方でも調査室をこしらえたわけでございます、その後の変遷等に伴つて海外における私ども同胞の財産がどういふ形にあるか、しかも、その権利を今後どういふように主張すべきか、ある

いはせざるべきかというような問題を掘り下げて研究してみたいということ、特にこの問題は外務省関係が主でございまして、外務省関係から資料をもらいます、ただいまそちらを通じてそういうものを調査しようという形でございまして、これも何しろ専任者がございまして、各役所の諸君を兼任者の形で来ていただいておりますから、そうどんなにかどってはおりましたけれども、しかし、事務的には準備の段階でございまして、もう少し詳しいことが御必要でございまして、当務者からひとつ御説明申し上げます。

○田畑金光君 今総務長官の答えられましたように、在外財産の問題というのは、いろいろな角度から検討を、また追及されねばならぬ問題であるわけですから、一つについて申し上げることは控えますけれども、それなるがゆえにこそ、私の疑問とするところは、それだけ各般にわたる問題を取り扱う機関として、一調査室でできるのかどうか。しからばお尋ねいたしますが、その調査室というのは、どのような陣容と規模のもとに、また、それだけ広範な問題を扱うとした場合、たえ得るのかどうかという点を強く疑問に思うわけなんです。この点についてひとつお答え願いたいと思います。

○政府委員(徳安実蔵君) ごもつともな御意見です。これは非常に大きな問題でございまして、事務的には解決のつかぬ問題でございまして、また、国内的にも解決のつかぬ問題だと思っております。したがって、一応の道筋を整えまして、このささやかな調査室で取り上げますが、いよいよ本問題になりま

していろいろな困難な問題があり、大きな問題を解決しなければならぬやうになりましたならば、こんななまはなかなことはいけないうではないかと考えますが、これはもうしばらくひとつ推移を見たと御相談なりいたしたいと、かように考えております。

○説明員(広長敬太郎君) 御説明いたします。政令で定められております調査室の仕組の内容は、第一にいわゆる在外財産に關します各省庁の事務の連絡でございまして、第二は、他の行政機関の所掌に属しません事務のうち、在外財産問題に關する調査、企画、立案でございまして、第一の点で申し上げますと、ただいま田畑先生から御質問がございましたように、調査室だけではないか十分の陣容も整っていないというので、やっとなにかと思

うのでありますが、在外財産問題に關します事務は従来各省庁においてそれぞれの行政組織法上任務と権限を持ちましてやってきておるわけでございまして、それらの事務の総合調整をやるという意味におきまして、実は各省庁の事務の連絡調整を通じて、各省庁の個々の権限と任務のもとにおいての事務を促進させようというねらいがあるのでございまして。しかしながら、それだけではまだ漏れておるところも出るかと思われまして、第二の任務といたしまして、私どもの室でもって独自にやるべき問題があれば、この問題につきまして調査室独自に調

査、企画、立案をするといううな建前になっております。人につきましても、定員増が認められておりませんで、現在室長を含めまして各省から兼任を含めて全部でもって六名でございまして。それから、その中で班を三つに分けておりまして、総務と調査と連絡といううにして、それぞれ二名ずつ充てております。以上です。

○田畑金光君 調査室の所掌事務、これからやういこうとする方向についてはわかりましたが、私がお尋ねしたことに付いて、先ほど総務長官は、これだけ大きな仕事を取り上げていくのに、なかなかこの貧弱な調査室では問題が背負い切れぬ、その場合にはあらためてその時点において考えないと、こ

ういうお話があったわけですね。これも新聞でありましたが、私たちの承知しているところでは、政府としてはこの問題については問題の内容といたしましては、非常に広範にわたる、法律的に、あるいはまた外交上の問題、あるいはまた財政上、もう一度在外財産問題審議

会を総理府の附屬機関として設置しようじやないかという意見が政府内部であつたといふお話を聞いておるのです。しかし、それがいろいろの事情を経て調査室になつたわけですね。ところが、今の総務長官の答弁の、調査室で背負い切れな

かどうか。その辺の事情が先ほどの長官の答弁では混乱してしまつたので、その辺の事情をもう一度しかと御説明を願いたいと思ふのです。

○政府委員(徳安実蔵君) 在外資産の問題につきましまして、先ほど来から申し上げますように、非常に複雑であり、また事内地だけではございませ

り、むしろ外地のほうが重要な地域になつております。しかし、現在ではまだ外交上条約の結ばれていない地域も、御承知のとおりございまして、その解決もつきがたいことも御承知のとおりでございまして。そういううな点等からみ合わせまして、第一回の調査

の答申をただそのまゝ受け取つて、その後の推移をながめておつたという形でございまして、一時五百億円の金が見舞金として出したものではござい

したならば、そういうことの必要はないかも知れません。もうしばらく現実をながめながら、そうして外交関係の

非常に事柄が大きい事柄でございまして、調査室が一応ケリをつけて、答申を受けた、そのまゝほうつておいた

で、こそく的是でございまして、この手段をとつておるわけでありまして、今後の推移によりましては、もっと飛躍的な処置をとることも、あるいは現実

○田畑金光君 いろいろお答えがありました。これを要するに、総務長官の答えられておることは、第一次答申以来、いろいろ情勢の変化があつた、

いうようないろいろな情勢等を背景として政府はこの調査室設置に踏み切った、今後のこの運営については、在外財産問題の解決については、もつと積極的な気がまえて、前向きで取り組んでいこうとする態度で臨むのだと、このように解釈してよろしいのでしょうか。

○政府委員(徳安実蔵君) 対外的関係につきましても、もちろんそうあらねばならぬと考えております。

○田畑金光君 室長から先ほどお答えがありました、現実には室長の答えられたような仕事をやっておるわけですか、始めておるわけですか、これからやろうというのですか。先ほどの被買収者問題調査室でもお聞きしたように、これから基準も作って、これから始めるというのかどうか。その見通しとか、めどとか、そういうことはどうなっておりますか。

○説明員(広長敬太郎君) 御説明いたします。調査室が四月六日に発足したものであります、その後、ずっと従来の審議会における経緯と、それから各界からの陳情その他の資料をまず整理いたしまして、各省とも相談しつつ問題点の整理を従来やってきております。いわば、そういう在外財産問題が非常に複雑でございまして、たとえば平和条約の適用されている地域と適用されておらない地域、適用されておる地域におきましても、平和条約の四条件の問題であるとか、十四条件の問題であるとか、十六条件の問題であるとか、それぞれその処理の状況が異なっております。そういうものでございまして、まずその問題の整理をいたしまして、そして現況がどうなっておりますかと

いうことを明らかにする必要があると考えまして、現在はそれをやっております。この問題が整理されますという今後のこの問題についてどういう工合な、どういふ法律的な問題があるか、また、どういふ社会的、経済的な問題があるかという点について今後は調査を進めていきたいというように考えております。その基準調査の完了の目途等につきましては、目下、各省庁の事務能力とも関係もございまして、おろり相談いたしまして決定しつつありますが、まだ結論に達しておりません。近く結論が出る見込みでございまして。

○田畑金光君 この問題については、お尋ねするといろいろ相当の問題がありますので、きょうは、直接この調査室の問題でもなさそうですから、まあ関連質問でありますので、この程度でとどめて、また別の機会にいろいろと条約問題その他については所管大臣等にお尋ねしたいと思っております。

そこで、私の点はこれでけっこうですが、総務長官にお尋ねしたいのは、今度のこの法律改正——設置法の改正によれば、総務長官を認証官にする、こういうこの問題ですが、これについて若干お尋ねしたいのは、官房長官についても同様であります、総務長官は、国務大臣をもつて充てることができる。こうなっております。それで、今度から総理府設置法の第九条件に二項を新たに挿入して、「総務長官の任免は、天皇が認証する」と、こうなっておりますが、しかし、総務長官は従前どおり、「国務大臣をもつて充てることができる」という従来の第二項、今度の改正による第三項はその

ままになるわけです。そうしますと、今後総務長官で、ある人は国務大臣として取り扱われ、ある人はやはり国務大臣でなく総務長官という、そういうふうな仕事を担当する、こういうことになると思うのですが、そういうことになるわけですか。

○政府委員(徳安実蔵君) 「国務大臣をもつて充てることができる」ということになっておりますから、総理が国務大臣にしようというお考えがございしますれば、これはもう国務大臣になりますれば、別に総理府総務長官というものを認証することはございしませんで、これは国務大臣として認証を受けてしまふことになりまうからいいと思ひます。しかし、国務大臣でない総務長官という場合になりますと、総務長官としての認証を受けるということになるのではなからうか。これは私あまた法律のことは詳しくございしませんで、もし詳しいことがなりましたら、法制局から御説明いたしますけれども、私もさう考へておりました。

○田畑金光君 それで、これは失礼ですけれども、徳安総務長官は現在国務大臣として総務長官に任命されておられるのですか。

○政府委員(徳安実蔵君) 御承知のとおり、まださうではございません。

○田畑金光君 国務大臣というわけじゃなくして、総務長官の地位にあると、こういうわけですね。

○政府委員(徳安実蔵君) そうです。○田畑金光君 そうしますと、総務長官の任免というのは、これなんです、か、官吏の任免、叙級、休職、復職その他の官吏の身分上の事項に関する手

続に関する政令第一条によりますと、「法律又は他の政令に特別の定めのある場合を除いては、一級官吏の任免、叙級、休職及び復職は、主任大臣の申出により、内閣において、これを行う。」と、さうしますと、これに基づいて総理府の主任大臣である総務長官の申し出により、内閣が今の総務長官を任命したと、こういうことになるわけですか。

○政府委員(徳安実蔵君) 私と官房長官は、閣議におきまして決定して、辞令をいただいたと、こういうことになります。

○田畑金光君 そうしますと、たとえば、閣議が今まで毎週開かれておりますが、そういう席に内閣官房長官と総務長官は出席されておられますが、あれは閣議を正式に構成し得るメンバーというわけじゃなくして、内閣官房長官なんか特に内閣法に基づいて重要な仕事になされておるわけではございませんけれども、そういう場合には、これは閣議の構成員じゃなくして、どういふ立場で閣議に参加されることになるわけですか、法律的には。

○政府委員(徳安実蔵君) 今お話しのように、構成メンバーではございませんから、閣議がもし賛否を決せねばならぬような場合等がございしますれば、おそれなく私と官房長官はその数には入らぬと思ひます。まあ総理の介添役といひますか、あるいはオブザーバーといひますか、長い間の習慣によつて、官房長官と総務長官は閣議に入つて発言もできますし、意見も言うことがございしますことは、長い間の習慣によつてございしますから、その習慣に従つてやっておりますので、国務大臣が、国務大臣でございせんから、国

務大臣としての立場においてやりますことは一切二人はのけておられるわけでありまして。

○田畑金光君 そうすると、従来まではオブザーバーという立場でわかりやすい言葉で言うとおブザーバーということと閣議にもお二人は出席されていたと、こういうことで理解してよろしいわけですね。

○政府委員(徳安実蔵君) 私は法律家ではございませんので、はたしてその言葉が適当であるかどうかはわかりませんが、まあ常識的に言へば、あるいはさういふことじゃなかつたかと思ひます。

○田畑金光君 今度の改正の趣旨が、総務長官は国務大臣をもつて充てるといふ重要な地位にかんがみて認証官にする、こうなっておりますが、しかし、これは出てくるわけですか。また、ある場合は国務大臣をもつてということになるでしょうか、しかし、国務大臣なるがゆえに認証官にするということになれば、この第十九条第三項の「国務大臣をもつて充てることができる」ということと、どうも認証官というこの関係を見ると、趣旨不徹底というか、一貫しないような感じを私は受けるわけですが、問題は、国務大臣をもつて充てない地位だから認証官にするというのではなくて、総務長官あるいは官房長官の所管している事務というものが、非常に内閣全体にとって重要な事務であるので、さういふ立場から認証官の地位がふさわしい、さういふ理由ならば、これは納得できるのです。しかし、この提案理由の説明を見ますと、「国務大臣をもつて充てることができる」とい

う地位だから認証官にするのだ、こうなっている。私はこれはおかしいじゃないかと思う。官房長官のお仕事、総務長官のお仕事は、非常に重要な仕事であり、内閣の運営からいっても、これはその他の各省事務を扱っている閣僚と同じくらいに重要な仕事を扱っている。その仕事の重要さにかんがみて認証官にする、こういうことならばこれは筋が通るのですけれども、どうも私がこの提案理由の説明を見ますと、おかしいのですけれども、これはどのように考えておられますか。

○政府委員(徳安実蔵君) 今田畑委員のお話のとおりでございます。そういう意味で認証官にしようという考えでございますが、しかし、説明の仕方が二つありまして、そういう重要な職であるから閣僚をもって充てることのできるというようにも考えられておる法律ができていたのだという考え、あるいはいかにかと思いますが、今お話しのように、まさしく重要な職務をつかさどっておりまして、閣僚とそれほど相違ないような仕事をしているのだ、であるから認証官にしてやろう、こういうような考えでこの法案が出てくることに間違いはございません。

○田畑金光君 そういふことならば、提案理由説明にも、そういうような角度から書いていただきたいと思う。私が読んでみると、国務大臣になれる地位にあるのだから認証官にするのだというように書いてあります。もし私の言うような気持ちから認証官にしようというならば、そのようにひとつ提案理由の説明を改めてもらいたい私は思う。私の読み方が違っているのかどう

か知りませんが、そういう感じを持つわけです。

それから、総務長官にお尋ねしたいことは、この認証官というのは、法律、政治的にどういう意義を持つのか。私はよくわかりません。ただ、憲法第七條の天皇の国事行為の中で、その第五項に「国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全權委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。」ここに認証という言葉が出てきているわけです。この憲法の第七條の天皇の国事行為に基づく高級官吏等の認証手続、これはいわゆる認証官ということになるかと思うのですが、認証官にするかしないかということが、国務大臣になれる、国務大臣をもって充てる重要な地位にある総務長官あるいは内閣官房長官、こういう人の方の權威を高めるのだ、認証官にするとかしな

が私には理解できない面があるわけですが。天皇の持つ伝統的な權威と申しますか、あるいはまたひとつの權威と申しますか、そういう權威や威厳に裏づけられた官吏という意味で、認証官としての総務長官あるいは官房長官、これは今後仕事の上においても非常にそれでありやすくなるのだというようにすることになれば、これはまた別ですが、この点は、今度認証官になられる総務長官の御心境をひとつ承っておきたいと思うのです。

○政府委員(徳安実蔵君) いろいろと御高説を拝聴いたしました。私も野人なものでありますから、法律的な解釈につきましてもあまり深く知らないものでありますけれども、その法制局の見解として示されておりますものは、非常に法律的な文字が使われておられます。私どものみだりにやうな点もあるわけでございますけれども、結局天皇の国事行為でありますと同時に、格上げをしてやる、すなわちに言えば、格上げしてやるのだという形としか考えられないわけでありまして、認証官になりましたから仕事ができるかと言え、ふえるわけでもございませぬし、ただ地位が高いと言え、語弊がありますが、国家の奉仕者としての立場からいって、一番高い者が、順次、ある程度の層だけが認証官になっておるといふ現実から見まして、ここには莊重性を加えるといふようなことも、莊重性を加えるといふようなことも、私もどういふ意味だかわからぬのですけれども、国民の象徴である天皇が認証されること、国民に対する私ども仕事をする上において莊重さを加え、權威づけるのだというよう

な意味において、現在のこの制度がある、総理以下各これに關係するような最高の責任者は、そういうことによつて国全体から高く認められておるのだというやうな形、それから、外国に對しましてはやはり天皇の代理として、あるいは國の代理として認証を受けておることが信任状などを出す場合等をお考へて必要なことかどうかなと考え、そういうやうなことから認証が生まれてくると思ひますから、私もはたしてそういう地位の高いところに該當するものであるかどうかにつきましては、見る方によつて考へ方も異なると思ひます。私どもも不敏でありますから、私自身がそういう地位につけることが妥當であるかどうかはわかりませんが、一応内閣としましては二人、この際、そういう地位に置いてもいいのじやなからうか、格上げをしてやろうという氣持等も加つてこの法案が出た、かように考へておるわけでございます。それ以外の問題につきましても、認証制度についてはいろいろ意見もあるし、また、今後に持ち越された問題もたくさんございます。現に私どもは現在の立場では國務大臣でもございませぬし、認証官でもございませぬ。しかし、私の直接に付屬しておられます機関には認証官である方があり、いづれも給料等もずっと下回っておるといふやうな、考へ方が非常に不均衡でございます。これは、ただそのときそのときに思ひつきのままでき

納得していただけるやうな制度にしなければいけないということで、先般の閣議の申し合わせによりまして調査会をこしらへまして、官房長官が主宰者になりましてこの問題に取り組んでおるわけでございます。まあ、その結論を待つてからでもおそくはないと考へましたが、とりあえず官房長官と総務長官だけは格上げしてもいいじやないかという御意見で、こういう法律案が出たと私どもは理解して説明しておるわけでございます。

○田畑金光君 私は徳安総務長官くらのりっぱな方であれば、認証官に、あるいはそれ以上に格上げしても、十分それにたえ得られる人望の厚い方だと思つてゐるので、徳安総務長官の認証官に私は大賛成ですが、ただ、認証官という、私は先ほど申し上げたやうないろいろな權威とか、威厳とか、そういう問題との關連を見ますと、いろいろ疑問も出てきますのでお尋ねをしたわけですが、そういうやうな点から見ますと、御趣旨の点から見ますと、たとへば内閣の法制局長官という地位です、これは内閣のあつたときの法律案とか、あるいは政令案、条約案の審議、立案、こういうやうな、あるいは内外法制の調査とか運用に關する問題、これを見ますと、これまたたいへんな役職だといふ感じがするわけですね。今の林法制局長官を見て、認証官にふさわしいかどうかといふことは別です。そうじやなくして、内閣法制局長官という地位は、やはり内閣の官房長官や総務長官、あるいはこれに次ぐ法制局長官というやうなことで、これもやはり、認証官というやうな、やるならばやつてみたかどうか

という見方も出るわけですが、どうしてこれは落とされたわけですか。

○委員(徳安実蔵君) その経緯等は、私はつまびらかにしておりませんが、伝えるところによりますれば、まさしく今お話しのような意見も出たようでございます。ただ、ほかの一般職というものと特別職との関係がございまして、法制局長官をそういう工合にすると、ほかにも関連するものが多少出そうなる関係がありまして、そういうものを加える調査研究をしようということになって、一応とにかく留保みたいな形になって研究課題になっているようでございます。まさしくお話しのように、私もそうあるべきではないかというふうに考えますが、これは次の機会に必ず皆様方にまた御審議を願うようなことになるかと思っております。

○田畑金光君 終わります。

○委員(村山道雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(村山道雄君) 速記を起して。

午後一時半まで休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後一時四十七分開会

○委員(村山道雄君) これより内閣委員会を再開いたします。

総理府設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き、これより質疑を行います。政府側よりただいま瓜生宮内庁次長、小畑皇室経済主管が出席いたしております。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鶴岡哲夫君 昨年設置法がかりましたときに、宮内庁の勤務状況を伺ったわけですが、その際に、各行政機関、各省と比べてみまして、一つの大きな問題として、なかなか任官がはなだしくおこなわれているという点を伺いました。それについて努力をしようという記憶にいたしておりますが、さらに勤務の状況についてこのまにか点がはつきりしませんでそのままだけにございまして、いずれ機会を見ましてまた伺いたしたいと思います。

で、初めにいたしました任官の問題は、その後どういったような形になっておりますか、その点をひとつ伺いたしたいと思います。

○政府委員(小畑忠君) 昨年鶴岡先生からいろいろ御質問を伺ったのですが、その後、その点につきまして内部でいろいろ先生の御趣旨の点を研究いたしまして、最初の任官等がほかの省と比べて非常に遅いというところ、関係各省のほうと十分先例なんかを調べました結果、非常におくれております点につきまして、新高卒あるいは国家公務員試験の初級合格者、あるいは中級合格者等につきまして、たとえば事務系統につきましても、新高卒につきましては二年とか、国家公務員試験の合格者については一年とか、あるいは中級合格者については直ちに任官をさせるというふうなことに相当改めておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 それでは次に、あの際に残りました勤務の状況でございます。これは平常な状態をまずお尋ねをいたしたいわけですが、御陪食であるとかあるいは晩餐会とか、そういうときははなれて、平常な状態においての五時以降の勤務ですね、非常にたくさんの方々が当直という形で残られるというふうに見受けられるわけですか。この平常な状態の場合、普通の状態の場合、そういう場合にどの程度の人員が五時以降の当直という形で、当直なのか、それをまずお尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(小畑忠君) 平常の状態でございますけれども、これは一般公務員と同様に、八時半から五時までの勤務というふうなことになるわけですが、ございまして、その後宮内庁の特別な関係もございまして、内廷等におきまして御私生活等の色彩も多少に入っております。九十四名の人間を宿直員として泊めておられるというふうなことでございます。

○鶴岡哲夫君 九十四名程度の方々が午後五時以降の宿直あるのは当直というところでお残りの宿直、その場合に、残られた方々というのは火の見回り、あるいは盗難予防のために見回るとか、普通行政官庁でやっておられる当直とは違った職務をやっておられるんじゃないかというふうに思われるわけですが、それは皇宮警察がございまして、盗難とかあるいは火事とか、そういうようなものについてこちらのほうでおそらく担当されるの

ではないかと思えます。そういったしますと、この残られる方々は就寝まで、休むまで、主としてどういう仕事をなさるのか。九十四名残られる中でいろいろの職種の方が残られるでしょうからして、違う面もあると思いますが、大体言いますと、寝るまでの間どういうようなことをなさっておられますか、それを伺いたします。

○政府委員(小畑忠君) ただいま鶴岡先生からお話がありましたように、宮内庁におきまして宿直員の勤務関係、これは各部署にわたっております。その中には、先生が今おっしゃいましたように、本来人事院規則で定められたおりの職務以外の職務をもちまして泊まっております。たとえば官房当直員というふうな者、あるいは官房の秘書課におきまして当直員とか、あるいは正倉院事務所あるいは京都事務所等におきまして宿直員といふものは、人事院規則に定めらるべきような本来の職務以外の片内取り締まり等の職務をもちまして泊まっております。ございまして、この待従職あるいは東宮職等の配膳員その他のこと等に従事いたします者は、本来の職務を継続してやっております。というふうな分野が大多数ではございますけれども、兼ねまして、要員も夜間等は少なからぬような実情でございまして、官房当直その他と同じような形態におきまして仕事に従事しておる、こういうふうな実情でございます。

○鶴岡哲夫君 長官官房その他の書院部、そういうところの夜間宿直される方々は、人事院の規則で定める各行政機関の宿直その他とはほぼ同じようなものである。しかし、待従職あるいは東

宮職、それから管理部の中の大膳官というふうなところは、そういうことにはなっていないかと思えますが、そういうところで宿直をされる人たちは、普通一般行政官庁で行なっている宿直に該当するもののほかに、日常の昼間の仕事といえますか、午前八時半から午後五時までの昼間の仕事を大体同様の仕事をやっているとどういうことになるわけでございますか。

○政府委員(小畑忠君) 大膳員あるいは待従職等に勤務いたしておりますは、当直をいたしております者は、先生のおっしゃるとおりでございますが、ただ、しからばなぜそういうふうな者に対して超過勤務の取り扱いをしないかというふうなことが非常に問題になるわけでございますけれども、そういう方々、この大膳の配膳員とか、あるいは厨房の料理人等でございますけれども、これはその一定の時間的な関係におきまして、本来の職務に従事する、こういうふうな関係が起ってくるわけでございます。しからば、その時間だけに特別に勤務——退庁時間後に、その時間に重なる出勤を要求いたしました勤務に従事させる、こういうふうなことが非常に多いというふうなことに相なるのかもわかりませんけれども、それはそういうふうな方々は、あるいは遠方から通っているとかいうふうな、いろいろ各人の情勢が違っております。でございますから、五時以降の当直勤務という取り扱いにおきまして、大体本来の職務に従事する、こういう形態に相なっておりますが、これはあたかも秘書課その他官房等に勤務いたしております当直員の関係と実態

的に非常に似た関係に相なってくるものでございますから、そういうような関係におきましても、宿直勤務というように取り扱いにおいて整理いたしておるといのが実情でございます。

○鶴岡哲夫君 平常の状態におきまして午後五時以降の勤務状態について今お尋ねいたしましたわけですが、これは土曜日の十二時半、あるいは日曜、祭日等におきまして日中等におきましても、ほぼ同じような状態にあるわけでございますか。役所の場合におきましては、普通の行政官庁におきましては、土曜日の十二時半以降、それから日曜、祭日におきまして日中、それから夜間、いずれも普通の宿直と同じような状態になっているわけですね。ですから、今お話しのような平常の日の午後五時半以降の勤務、それはおそろく午後十時まではあるか、九時まではあるかよくわかりませんが、その状態の仕事をいうのは、土曜日半日それから日曜、祭日の宿直者とはほぼ同じような勤務の状況と見ていいわけでございますか。

○政府委員(小畑忠君) 土曜日の午後勤務いたすものとそれから日曜日等におきましてそうした当直員の従事いたします仕事は、これは全く平常の勤務状況と同じであると、こういうことに相なります。

○鶴岡哲夫君 そしてその勤務の形は、宿直直という形になっておるわけですか。

○政府委員(小畑忠君) そのとおりでございます。

タイの国王御夫妻の皇居におきまして歓迎の夜会が持たれておる、その状況が詳しく新聞に報道されておるわけですね。夜の七時二十分からは始めて大体十時過ぎまで会が持たれておるとい報道ですね。こういうような場合と、あるいは御陪食であるとか、あるいは御晩餐会であるとか、あるいはタイの国王のおいでになったような状態ですね、こういう場合におきましては平常の状態、こういうものでないときに、宿直はそれ以外に相当の人が残られるのじゃないかと思いますが、今ここで具体的にこの二十九日に行なわれたタイ国王御夫妻のこういう会食の場合におきましては、普通の宿直のほかにもどの程度の人たちが残られるものか、それをちょっとお伺いしておきたいのです。大体の数字でよろしゅうございませう。

○政府委員(小畑忠君) これは、今までは、大膳本来の職員が日曜あるいは土曜の午後の宿直勤務の場合でございます。天長節とか、あるいはこの間の国賓の接待というふうな場合には、一般の事務職員が大膳の配膳に相当お手伝いをするというふうなことでございまして、この点につきましても、超過勤務等の取り扱いにつきましては、昨年度の先生のいろいろな御指摘の点もございまして、本年以降、三十八年度の予算からそうしたものににつきましても何分の超過勤務を考慮するというふうなことに相なりまして、本年四月からそうしたものににつきまして何がしかの超過勤務を出しておるといふような状況に改善されました次第でございます。大体そうした要員としまして

二百四十、五十名の者がそうした臨時要員としましてそうした仕事に従事いたしておる、こういうふうな状況でございます。

○鶴岡哲夫君 これは一つの例でございしましたが、今のこの二十九日の状態を言いますと、今お話しのように、当日宿直をする者のほかに大体二百五十名前後の者が午後五時以降残つてこういふ勤務をするということだと思いがすが、その場合に、この当日宿直に当たる者と、それからこういうふうな臨時に残つた者と大体同種の仕事をすることではないかというふうに見るわけですね。当日で言いますと、大体夜の十時過ぎまで行なわれておるといふことでございまして、十時ころまでは、当直をしておる者もそれ以外に臨時に残つた者もほぼ同じような仕事をしておるといふことになるのじゃないかと思ひます。

○政府委員(小畑忠君) 仰せのとおりでございます。

○鶴岡哲夫君 それではその場合におきまして、臨時的に残りました二百五十名程度の者は超過勤務の形になる、それ以外の、その日、宿直という形に当たつておる者は超過勤務という形ではなく、宿直という形に相なるわけでございますか。

るいは一日の場合はどういうふうな金額を支給する、あるいは午餐の場合にはどういふふうな支給する、晚餐の場合にはどういふふうな金額を支給するといふようなことで、超過勤務の支給の内規というふうなものを作りまして、各人につきましては時間数によつてそれぞれ超過勤務の金額が違つてございませうけれども、そうしたことを勘案いたしまして、内部におきまして晚餐の場合には五百円というふうな金額を支給するといふように、取り扱いにやまして、ただいまの宿直員の三百六十円と五百円との差がございませうけれども、これは残つております者は本来そうしたことを職務内容としておる者でございませう、一方諸君の配膳等をいたします者は、本来の職務以外にそうしたことを内部職員に多少強制するようになつておる次第でございませう、その点について多少の差はございませうけれども、一般の配膳職員には五百円、その他の本来の職務の者に対しては、宿直をいたした者に対しては三百六十円という、こういうふうな多少の開きがあるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 ちょっと今の御説明で理解しにくかつたわけでございますけれども、その日当直に当たつておる者、宿直にあつておる者、それは超過勤務という形ではなくて宿直という形になっておるわけですね、そうですか。

○政府委員(小畑忠君) そのとおりでございます。

○鶴岡哲夫君 そこで一つは今平常の場合におきまして五時半以降の宿直、これは九十名くらいの方々が残られるといふことですが、その中の相当

数の人たちといひますのは、長官官房とか、あるいは書院部とか、こういうところの方々は、普通の行政官庁におきまして宿直と性質はきわめて類似しておる、しかし、それ以外の侍従職、東宮職あるいは管理部門の中におきまして、これは普通の行政官庁の宿直と違つておるのではないかと、それは昼間におきましてその仕事と

きわめて類似した形の仕事を五時半以降、午後九時になりますか、十時になりますかよくわかりませんが、その程度はやつておるということになるわけでございますが、その場合に、それを当直あるいは宿直という処理の仕方は疑問があるのではないかと、いふように思ふわけがあります。この委員会でも、宮内庁の問題とは別に、昼間と同じような、あるいは星間の仕事と類似したような仕事を五時半以降にやつた場合にはどういふ取り扱いになるかといふ点等についての論議をいたしたことがございませう、そうした見地から申しますと、五時半以降午後九時になりますか、午後十時になりますか、その時間昼間と同種の仕事をしておるといふ場合におきまして、それを宿直の一部というふうに見るのは、今の人事院の人事規則なりあるいは給与法なりという建前からいいますと、どうも疑問がある、こういうふうな考えられるわけでありませう。同じようなことは、土曜日の場合、あるいは日曜日の場合におきましても、ほぼ同じことが言えるのではないかと、こういうふう

に思ふわけでございますが、それからさらに、これは同じようなことでございませうが晩餐会の場合、あるいはそういう五時以降にそういうようなもの

が行なわれる場合に、当日宿直をしている者、当直をしている者、これはまたさらに平常の業務と似たような仕事を一そうしておるようになるわけでございますね。その場合に、それを宿直という形で取り扱うというのはどうも疑問があるのではないかとというように思います。その点について、宮内庁とされましてどういうふうなお考えを持っていらっしゃるのか、あるいはそういう勤務条件等について人事院との間でお話し合いをなさったことがおありかどうか、その点をひとつお尋ねをいたしたいと思えます。

○政府委員(小畑忠君) ただいまの先生のお説は、人事院規則に定められております關係におきましては、まさにそのとおりのお説だというふうに拝聴するわけでございますが、でございます。

の者をどういふふう^にに整理するかといふうふうなことに相なるわけでございますが、そうした者につきましても、特別の勤務時間あるいは勤務体系といふうなものを定めて、そしてその範囲におきまして、泊まれば翌日は代休を与える、あるいはまたそうした者の勤務については、八時半から五時までというふうな一般公務員に定められております勤務時間とは別の体系を立てまして、そしてそれによりまして今先生のおっしゃった人事院規則に全く沿うというふうな形をとったかどうかというふうなことに相なるかも知れませんけれども、皇室の御私生活の面におきましては、一般人の私生活面といろいろ似ておる点がございまして、しからば、そう機械的に時間をきめまして、その範囲におきまして人事院規則

と適合する取り扱いをするというふうなことに相なりますことにつきましては、もうすでに相当の実績があるわけでございますけれども、そうしたはつきりした体系がとり得るかどうかというふうなことが一つ問題になります点と、そうした場合におきまして、しかばそうした勤務時間あるいはそうした義務づけられた方々が、待遇その他におきまして宿直勤務を命ぜられあるいは日直勤務を命ぜられた場合といかなる待遇上の開きがあるかというふうな点につきまして、こまかく検討いたさなければならぬわけでございますけれども、そういうふうな御趣旨は十分拝聴いたしました、将来の問題といたしまして研究をしていくというふうな考え方にいたしました、こう考えておる次第でございます。

○鸛岡誓夫君 確かに特殊な面が非常に多いわけでございまして、ですが、やはり公務員として四十四時間という勤務である。一週四十四時間、この勤務時間はやはり基本としてすわっていないければならぬと思いますし、ただ問題は、宿直の場合におきましても、宿直は非常に多いわけでございますが、特殊な条件として非常に多いわけでございまして、その場合に宿直の取り扱いが、たとえば五時半から午後九時まで昼間と同様な仕事をしておるといような場合におきましては、やはりその間の時間は四時間なり三時間なり、その間は超過勤務というようなやはり取り扱いをしなければならぬのではなからうか。そういうふうにいたしますれば、翌日代休日というようなものもなくて済むわけでありますし、翌日代休というような組織をとりますと、これ

はどうしても相当の人員をさらに確保しなければやりにくいという点も出てくるのじやなからうかと思うのでございますがね。ですから、私はまあ今お伺いをいたしました範囲では、超過勤務の措置をとれば大体問題は解消するのではないかと、こういう気がいたします。しかし、先ほどお話ししておりますように、この二十九日の例で御説明ございましたように、二百五十名程度の人が残られる。これはまあ非常に大きな数字でございまして、その意味では一般の官庁と比べて超過勤務というものをとふやす必要があるのではないか。一般の行政官庁とそう似たような形の超過勤務というのでは、あるいは時間というのでは、これはやはりどうにもならぬのじやなからうか。一人当たり月にこの程度の超過勤務の時間があるのか存じませんが、けれども、まあしかし、今お話を承った範囲では、どうも相当不足するのではないか、非常に不足するのではないかという感じを持ちますが、しいていまして、その超過勤務手当というものを各行政官庁と違った立場からもととふやすということ、それから同時に、先ほど申し上げました宿直しておる者が五時半から九時なら九時まで、あるいはは九時半まで昼間と同じような仕事をしている者があるとすれば、それは超過勤務として取り扱っていく必要があるのではないかと、こういうような私は感じを持つわけでありますが、あるいはそういうことと違うのだという、今の勤務条件からいましてですね、というお話があるかも知れませんが、その点についてはどういうふうなお感じをお持ちになりますか。

○政府委員（小畑忠恵） 五時以後におきまして特殊な用務のために本来の仕事のために残る、八時半から九時までというふうな場合に、超過勤務を超過勤務として取り扱ったかどうかというふうなことににつきましては、あるいはそういうふうな措置をとれるかも知れませんが、一般の職員が八時半から執務につくというふうな場合に、翌日の仕事の場合に六時からこの仕事につかなければならない、大膳職だけは。そういういたしました場合には、この早出のために一たん九時ごろその職員を帰しまして、お前は翌日六時に出てこいと、こういうふうな結果に相なるわけでございますが、そうした関係におきまして、夜延びる時間と翌日のまた朝早い時間というふうな関係からいたしまして、当直というふうな取り扱いに応じておるわけでございますが、寝ている間は勤務がないわけでございしますから、これは超過勤務というふうな問題は起こるまいと思えますけれども、そうした関係におきまして、その仕事の実情からいたしまして、ただいまは宿直というふうな勤務にいたしておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君　今いろいろお伺いをいたしたわけでございますけれども、ぜひ勤務の状況、勤務の条件というものを今の給与法あるいは人事院規則、そういう建前からいってできるだけそれに相応したような形にひとつ御検討いただきたい、それには相当超過勤務手当というものも増加しなければならぬということになろうと思っておりますけれども、できるだけすみやかにそういう面についてのひとつ御検討を御要望い

たしておきたいと思います。

○政府委員(瓜生順良君) 先生が昨年そういう意味の御意見をおっしゃいました、われわれのほうでも検討いたしました、超過勤務手当の関係では改善を要するというので、三十八年度の予算要求の際には、今までとは計算の基礎を少し変えまして、先ほどもちょっと説明をいたしましたように、特別の行事があつてそれに携わる者についての超過勤務手当というものの予算をぜひほしいということで、大蔵省のほうに要求いたしました。われわれから申しますと、百二十万が要求いたしました、百四十万という増額を認めてもらったわけですが、なお、今いろいろ先生のお説もありますように、これで十分とは言えないと思います。さらに検討いたしましたして、疑問のある

点は主張をいたしまして改善に努力いたしたいと思っております。

○鶴國哲夫君　今度、皇居造営官、この皇居造営官というのは今何人ほどいらつしやるわけでございますか。

○政府委員（瓜生順良君） 皇居造営官と申しますのは、一人だけでござい
ます。

○鶴園哲夫君　その造営官の下に職員がいらっしゃるわけでしょう。

○政府委員(瓜生順良君) 現在皇居造営のことを担当しております人員は三十三名で、一番上が皇居造営主管、

その次に皇居造営官、それからあとに
課長補佐とか係長、係員というふうに
三十三名現在おります。

○**齋藤** 哲夫君　これは、今度臨時皇居造営部という形になるわけでございすか。

○政府委員(瓜生順良君) さようでござい。

ざいます。

○鶴岡哲夫君　そうして定員が十一名増加する。ですから、四十四名で臨時皇居造営部というものが新しく設置される。これは臨時でございすが、大体いつごろ元の状態に返えるというか、なくなるわけでございますか。

○政府委員(瓜生順良君)　この三十三名のほかに、今度の十一名の増員をお願いする。なお、そのほかにこの宮内庁内の各部署のほうの欠員補充などの関係で、それぞれそこに皇居造営のほうに力を注ぐ関係で十名ばかりの人員を捻出したしまして、そうしてそれを加えた五十四名の人員でやっております。そのなかに謝金の予算をお願いする嘱託が三十六名、これを合わせますとちょうど九十名になります。そういう陣容で臨時皇居造営というのを進めていくというわけでありまして、これはこの皇居造営のことが終わりますればその任務は終わりますが、その終わりますのは昭和四十一年度というふうに今一応見込みを立てておりますが、そうしますと、そこで一応終わり、あと残務処理があると思いますが、四十二年ぐらいいまだに残務処理をいたします。そうしますと一応仕事が終わる、こういうことになるわけでございます。

○鶴岡哲夫君　昭和四十一年あるいは四十二年にこの仕事が終わりました場合に、五十四名程度で新しく部ができるわけですが、この中で新規増というの十一名。ですから、いずれにいたしましても、それがなくなる場合におきまして、その五十四名の人たちの将来にはどういふふうなお考えを持っていますか。

○政府委員(瓜生順良君)　この新しい官制ができましたと、その管理をするための要員というの、これは今の都合よりも相当人が要すると思います。そういうような方面の定員の一部は回ります。なお、その場合、幾らか余ることがあるかもしれませんですが、どこかの役所でもありませんように、新陳代謝の関係は毎年相当ございすから、その人のやり振りについては都合がつくのではないかと思っております。

○鶴岡哲夫君　これで終わります。

○委員長(村山道雄君)　ちよっと速記をとめて。

○委員長(村山道雄君)　速記をつけ

他に御質疑はございせんか。――御発言がなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(村山道雄君)　国家公務員法の一部を改正する法律案を議題といたし、提出者から提案理由の説明を聴取いたします。

ちよっと速記をとめて。

間に在職していた国の機関と密接な関係にあった営利企業の地位につくことは、特に人事院の承認があった場合のほか禁止されているのであります。

しかるに、近時の状態を見ますと、高級公務員でその在職中に密接な関係があったと思われるを得ないような営利企業に天下り的に就職するものが増加し、この第三三条の条項が設けられている根本精神が軽視される傾向にありますことは、まことに遺憾なものと存する次第であります。

かかる状況にかんがみ、本法案は、営利企業への就職を制限している規定の運用の適正化に資するため、国家公務員法に所要の改正を行なうとするものであります。

その内容の要旨は、第三三条の条項に「人事院は、前年中に就職を承認したもののついで、その承認の理由等を、毎年、遅滞なく、国会及び内閣に對し報告しなければならぬ」とする旨の一項を加え、人事院に報告の義務を課せようとするものであります。

以上が本法案の提案理由及びその内容であります。

○委員長(村山道雄君)　速記をつけ

○委員長(村山道雄君)　速記をつけ

議院において修正が加えられておりますので、まず右修正点について説明を聴取いたします。衆議院議員内藤隆君。

○衆議院議員(内藤隆君)　行政管理局設置法の一部を改正する法律案の衆議院におきます修正の内容を御説明申し上げます。

御承知のように、今回提案されました行政管理局設置法の一部改正案は、行政管理局において公社、公団、公庫、事業団等のいわゆる特殊法人の新設等の審査を行なうこととしてしようとするものであります。近時急速にその数を増加し、重要さを増してきたこれらの特殊法人の制度を、広義の行政組織の一環として適切に管理するために、政府組織全般の見地からその新設等の審査を行なうことは現段階においてきわめて必要な措置と考えるのであります。しかるに、政府案によりますと、審査の対象となるのは新設と目的の変更の二つの場合に限られ、新設及び目的の変更以外の重要な制度の改正、たとえば業務の範囲の変更、役員の増減、資本金の変動、政府の監督方式の変更等は審査の対象外となつておるのであります。しかしながら、これらの重要な事項の審査を行なわずして、行政組織の一環として特殊法人の制度を適切に管理し、行政の合理的かつ能率的な運営をはかろうとする本法案の意図は十分達成されることはとうてい期待できないものと考えるのであります。そこで目的の変更以外に、当該法律の定める制度の改正の場合及び廃止の場合にも行政管理局が審査を行ない得ることとしたのであります。よろしく御賛成をお願い申し上げます。

○委員長(村山道雄君)　それでは、これより質疑に入ります。政府側よりただいま山口行政管理局局長、山口行政監察局長が出席いたしております。質疑のある方は、順次御発言をお願いします。

○鶴岡哲夫君　問題の本法案は次にいたします。きょう短かい時間でございすが、この間以来、新聞に報道されておりますこの行政上の苦情処理、苦情相談、この問題につきまして簡単に、お尋ねをいたしたいと思ひますが、この行政上の苦情相談が非常に激増しているというふうな新聞の報道でございまして、三十七年が三万一千件というふうな報道でございすが、この近年非常に激増しているというその状況を、簡単に件数で御説明をいたしたいと思ひます。

○政府委員(山口西君)　鶴岡先生の御指摘のように、苦情相談を取り扱いました件数は逐年増加いたしておりますが、これは行政管理局のほうで行政苦情のあつせんをいたすようになりまして、そのために、行政管理局として活動いたします業務が年々進んで参りましたと申しますか、経費もふえて活動もできるようになりましたし、また、苦情相談につきまして協力をいたしました民間の方を委嘱するようになりまして、その方々の活動がだんだん活発になりましたために件数がふえて参つたわけでございます。御指摘のように、三十七年は約三万七千件でございますが、その前年は一万九千件というところでございます。その増加いたしました理由には、苦情相談につきまして、行政管理局が取り扱っているというこの認識が一般国民の間にだんだん徹底して

参ったためであらうと、かように考えております。

○鶴岡哲夫君 これは、苦情の相談というものは、いつから始められたのですか。それと、もう少し前の数字も御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) 苦情相談の仕事は、実は三十五年度に、設置法の中に所掌事務として苦情の仕事が加えられたのでございますが、事実上行政管理局に苦情を申し出られましては、その前から相当ございまして、政府機関といまして、特に行政の監察をいたします機関といましては放置できませんので、事実上これを取り上げまして、関係の行政機関に対していろいろと解決すべくあつてまいりました。それは大体昭和三十年ごろからやつてございまして、それをだんだん一般の人たちが知るようになりましてから、また、行政管理局で取り扱った結果、解決をするという事案が非常に多くなりましたために、自然に増加して参ったのでございます。三十年は千七百三十七件取り扱ひをいたしております。三十一年は二千五百九十九件、三十二年は三千七十件、三十三年は四千四百九十三件、三十四年は六千六十二件、三十五年は九千四百七十七件、三十六年は一万九千五百六十五件、三十七年は三万九百四十九件でございます。

○鶴岡哲夫君 いろいろ先ほど局長のほうからふえた理由につきまして御説明があつたのでございますが、今の増加の割合を見ますと、たいへんな増加であるわけでありまして、八年間くらしいの間に二十倍近い増加をしたわけですが、さらに先ほど局長のお話の、

三十五年に設置法の改正によつてというお話がございましたが、そのころから比へまして三倍以上の増加になつておる。昨年から比へましてたいへんな激増であるわけでありまして、これは今後ともこのような激増をするというふうなお見通しでありますか。

○政府委員(山口西君) 私どもの見通しをいたしましては、このような急速な割合ではふえないであらうと存じておりますが、しかし、まだ民間一般の方で苦情を持つておつて、行政管理局がこういう仕事をやっておるというところを御承知でない方がかなりおられると思ひますので、盛んにたいだいまいるな方法をいまして、行政管理局の苦情相談についてのPRをいたしておりますから、そういう関係で幾らかはふえると思ひます。ただ私どももいたしましては、行政の苦情がふえるということが実質的に行政に対する不満がふえるというに通じますと、はなはだおもしろくない現象でございまして、そういうことの不平がないようにするというのが本来の行き方であらうと思ひますので、従来の苦情相談に参りましたものの内容をいろいろ分析いたしまして、同種の機関の同種の問題というふうなものにつきましては、これは運営にそもそもずい点があるのではないかと、これも考えられますので、そういう傾向のありますものににつきましては、監察業務の方面で計画的にこれを監察いたしまして、その業務の運営の仕方を改善するということに力を注いでおります。そういうこともございまして、これがその割合にふえていくということとはなからうかと考えております。

○鶴岡哲夫君 この苦情処理あるいは苦情相談のために八ブロックにありましてところの管区行政監察局、ここに相談室を設けるというところであります。が、しかし、その相談室には人員がふえるわけではないものであります。人員がふえないというところであれば、今局長のおっしゃつたように、苦情処理も激増するということもあるまいというお話でしようが、そういうことにもなるかと思ひますが、しかし、いずれにいたしまして三万件から四万件という数字にならうと思ひますけれども、その処理をするために相談室を八ブロックの管区行政監察局に設けるといふことであります。それ以外に約二千六百名程度の委嘱をされた方々がいらつしやるわけですね。ですが、これは組織的に県の局はどういうふうになるのでございませうか。管区だけに置かれるわけですか、それからこの中央の場合はどうでございませうか。

○政府委員(山口西君) 御指摘のように、今度管区監察局の総務課の中で従来一つの係を設けておりましたものを、対外的にいろいろあつせん業務をいたします関係上、何と申しますか、よそでは係長というよりは室長というほうが尊敬するというふうなこともございまして、そういうような点から主として考えたわけでございまして、相当の古の人がやつておられますので、いろいろ各省と折衝上そういう名前にしたほうがよろしいという程度の意味で室という名前にいたしました。しかし、これは課の中の組織でございまして、

それから地方のほうの組織をいたしましては、従来御承知のように、監察官が三名おりますが、そのうちの一名

は大体苦情相談の仕事に専念しているような状況になっております。これはときとして苦情相談以外のことに使ふことがございまして、原則として大体一人の人が特定されておる。それに部下の職員が常時ついておるわけでございます。

それから中央のほうは、ただいま監察官が十三名おりますが、そのうちの一名が専任で苦情相談の仕事をしております。

○鶴岡哲夫君 中央におきましては監察官が一名、それに若干の人がついておるといふことだろふと思ひますが、ブロックの場合におきましては、八管区行政監察局に監察官が一名、それでこの相談室が設けられた。県はどうですか。

○政府委員(山口西君) 中央は一監察官でございまして、それに部下が約七、八名大体常時おります。それから管区は先ほど申し上げましたように、ランクからいきますと、課長補佐クラスの人で、大体事実上四等級の職員を充てております。それから地方の各県にありますが、監察局では三名監察官がおります。そのうち一人が、部下数名とともに苦情相談の業務に従事いたしております。

○鶴岡哲夫君 今お話を伺いますと、新聞にえらく出たもので、中を見てみたら期待にはなだしく反するといふ感じがしまして、それでお尋ねをいたしたわけですが、確かにどうも私どもが思つてゐるものと、期待にはなだしく反する。現状からいふならば、わずかに八ブロック管区行政監察局に室が設けられたというだけの話であつて、人員がふえたわけでもない

し、従来と変わったわけでもない、組織的にどうというところはないことのように思ひます。せっかくいい資料を新聞等に発表されたのだから、もっともつと思ひ切つておやりになつたらどうかと思ひますが、私は最近会計検査院の仕事でございまして、お尋ねのこと、会計検査院の仕事というものをいふまでも、はなはだしく不十分のようでありまして、予算は非常に膨大にふえてくるし、仕事の量も、あるいは工事量もたいへんふえてくる。あるいは公団、公社、事業団、公庫、こういうものが雨後のタケノコみたいにおおる。こういう状態の中で会計検査院の人員というのは十三年の間全然動かない。ほとんど動かないといつてもいいですね。したがつて、検査の内容としてみますと二千五、六百の箇所しか検査してないのです。その意味からは貴重だといふふうに私は感ずるわけなんです。会計検査院が二千五、六百しか検査しないのですから、それからいいますと非常に行政管理局としては貴重な仕事をしつとある、三万件といひますとですね。したがつて、相談室を設ける、あるいは組織的にもこれらの問題を適当に処理する、あるいはもつと事情がわかりましたればおそく四万件、五万件、六万件とふえる可能性も十分あるのですから、そういう問題が行政管理局が取り扱うことによつて八割程度あるいはその程度のものは解決をしていくことになりまして、これは国民のためにもいいし、また、行政官庁にとりまして非常に大きな反省の

材料になるといふに期待をするわけですけれども、しかし、まあ実際にも新聞に載ったほどのことでもないであつて、内容はどうも貧弱きわまりない、ほどほどにしておこうというのじゃないかという感じが受けるのです。これははなはだ遺憾なんです。局長の御感想をお聞きしたいわけですけれども、しかし、感想を聞いてもしようがないので、おそろく同じような気持ちだろと思うのです。これははなはだ遺憾ですね。これはうんとやつてもらつてやはり国民に対しては行政官庁としても非常なこれは反省の材料になり得るというように思いますが、でも、どうもほどほどに思いますが、そこ、その点ははなはだ遺憾であるということだけを申し上げまして、次に、この三万一千件の問題について検討をなさつたように、分析をなさつたように新聞は報道しているわけですよ。分析をなさつた結果、このうちの七〇％は政府のミステークである。政府の誤りである。三割程度が御主人の、苦情を申し込んだ方の、相談された方の誤解であつたというようにござりますが、七〇％程度政府のミステークであるということ、これは行政監察をやつておられます局長としてどういふふうにお感じになられますか。そのまず感想をこれはひとつ、そう差しつかえのある問題ではありせん。感想をひとつ……。

○政府委員(山口西君) はなはだ遺憾であると思ひます。

○鶴岡哲夫君 私は、三万件の中の七〇％程度が政府の責任であるとなつて、これは行政アウト、国民にとつては行政アウトだといふ感じを持つわ

けです。もちろん苦情でありますから問題がないものは問題のないままにそれは国民の上を素通りしていくわけですが、しかし、国民が若干の不満を持ち、不平を持ち、苦情を持つ。そこで行政官庁に対して相談を持ちかける。それが三万一千件あつて、その中の七〇％が行政官庁のミスだということになりますと、これは一体行政はアウトじゃないかという感じを持つのですが、これは行政監察をやつておられます行政官庁として重大な問題だと思ふのですが、監察をするけれども一向内容は改まつておらないじゃないですか。どうですか、その点は。

○政府委員(山口西君) 行政監察との関係でござりますが、行政監察の結果、行政運営の改善につきましても、これはまた別にその改善事項を調査いたしておりますけれども、非常に実現率は高いわけではございません。したがつて、監察いたしまして行政機関の運営につきましても、逐次改善をされておることは確かでございますが、しかし、ともかく現在の行政の業務は非常に複雑でありますし、かつ広範でございまして、それに従事いたします職員の数も御承知のとおり非常に膨大になつて参つております。見方によりま

す、三万件という数は非常に多いとも言えますけれども、しかし、これだけ広範な業務をしておりますれば、ある程度の誤りというものには、これはやむを得ない。したがつて、その誤りを早く発見して補正をしていくという仕事は、これはどうしても必要であると思ひます。しかしお説のとおりには、やはりこういうことは行政運営を

改善することによつてなるべく少なくすべきでございまして、先ほども申し上げましたけれども、行政苦情相談に現れた問題は監察業務の計画を立てる際にこれを参考にやつております。特に今度は中央で大きな監察テーマを立てるものには、地方の出先機関で、それぞれその地域に応じた監察計画を独自に立てて実施するようにいたしておりますので、そういうもののテーマをいたしましては、苦情相談に現れた傾向をとらえて、そうして今後再び苦情が起らないように運営を予防的に改善していく、こういう考え方でやつております。で、苦情相談の処理の業務は非常に業務量が多くなつておりました、それに対する御同情あるお言葉をいただきまして、まことに感謝いたしません。が、私も、むしろ今後実質的に監察の仕事を実施いたしまして、工夫をいたしまして、こういう苦情があまり多くなつていふような行政運営を期待しておるわけではございません。

○鶴岡哲夫君 あまり時間がありませんので、詳しくいろいろ伺ひするわけにはいかないわけですが、ただ私は、今局長のおっしゃつたのは、非常に私の行政官庁の監察局の見方が違ふかもしれないですが、ちよつとおかしいじゃないかという感じを持つわけですね。それは、行政監察は一体何を監察しておられるのか、これです。私は近年の監察というものは、行政の運営がうまくいっているか、うまくいっていないか、合理的にいつておるか、あるいは能率的にいつておるか、あるいは国民に迷惑をかけておるか、その迷惑というものは苦情的な問題

ではなくて、もっと端的なものですね、簡単に言えば、行政が合理的にあるいは能率的に行なわれておるか、あるいは二重になつていふやしないか、こういうような監察をしておられるように思ふんです。先般大蔵省設置法がかりまして、その中で税関の問題がありました。で、行政官庁がやられた税関に押見いたしました。大体あのよう詳細に押見いたしました。大体あのような形で監察が行なわれているといふふうに見受けるわけでありまして、そういたしますと、この苦情処理的な問題は行政監察では処理されておらない。そのもうちよつと前、行政監察は国民の苦情的なものも処理されておつた、監察しておられた。ところが、五、六年前から方向が転換してしまつて、そういうものはやらなくなつた。そうしてこの苦情相談的なものはやらぬものだから苦情相談的なものがずつと出てきておるといふ感じを私は持つわけなんです。ですから何か今の局長のお話ですと、五、六年前の行政監察を頭に置いて御答弁なさつておるんじゃないかといふような印象を受けるわけですが、そうではないで、五、六年前から変わったというので、行政監察というものがその変わったものが、もうこういふ国民に被害を与え、あるいは国民から不満があつたり、あるいは官庁の中におけるくさいもの、そういうものは監察してないんです。それがこの苦情処理というふうな形で出てきておるのじゃないで、そういうか。私はそういうふうに見てゐるわけですが、どうも、間違ひですか。

○政府委員(山口西君) 私は、鶴岡先生の御意見のとおりではないように思

うのでございしますが、実は中央で計画いたしましたものは、本来中央政府が考へております重要政策が能率的に行なわれて、その効果が十分上がるかどうか、上がするように監察をし業務運営を改善していくことが必要であるといふことで、そういうねらいでやつております。それはお説のとおりでございしますが、国民に迷惑をかけるとか非常に不正があるとか、そういう個々の問題につきましても、これは大きな行政の運営にあまり関係なしに個々の行政の取り扱いとして起るものが非常に多いわけですが、それはそういう個々のケースを追つていくということになりますと、これは百年河清を待つに似たりでなかなか行政の運営は改善されない。しかし、そういうものが現実には起つた場合に、それを片づける必要はありますので、それは苦情相談で、起ればそれで解決しますが、しかし、そういうものも再び起らないようにするといふことは必要でございします。で、鶴岡先生おっしゃつた点は、中央計画監察の行き方であらうと思ひますが、最近、地方で、出先機関が八管区、四十一の出先機関がやります監察におきましては、こういう苦情に現れたような問題を中心にして、その裏にどういふ行政運営があるか、どういふ欠陥があつて、こういうものが起るか、こういうことを重要なねらいとして実施するようにいたしております。ですから、中央の行き方は、先生のおっしゃるような行き方であつておられますが、それだけではやはりこういう苦情がたふさん出てくる実情から見ますと適当であ

りませんので、地方の計画監察という

ものを十分やり得るように、中央の計画を立てる場合に、地方の負担を軽くしまして、そうして、こういったものの解決をはかっておるわけでございませう。まあ両面作戦といひますか、両方をやっておる、かように御了承願ひたい。

○鶴岡哲夫君 その点は、これは局長も御存じのとおりに、中央が方針がかわれば、下の管区なり、それから、県の局というものはこれは動きにくいです。それは御承知のとおり、三十一年に「不正者の天国」という本が出ましたね。これは行政管理局における監察官だっと思ひますが、「不正者の天国」という本が出て、そうして著わした本人が誠意になつて、人事院との争ひがあつた。あれからどうも行政管理局というものは、ああいうようなものについて非常に憶病になりまして、だんだん行政管理局の運営、それも、しかも、合理的かあるいは能率的かあるいは二重になつていないかというように、点に集中的に監察の点が置かれてきて、そうして「不正者の天国」に現われたようなものは、だんだん陰が薄れてしまつたと、やむを得ず、国民はどこに持つてくるかといふと、苦情相談というやうな形で圧倒的にたいへんな数で激増してくる。しかし、その処理の取り扱いについても相談室というやうなものも設けて細々とやろう、それには役所の機構をあまり大きくしないやうにしようというやり方では、これはどうも私は解せないという感じがするわけですね。ですから、やはりどうも会計検査院もだんだん小さくなつて……、小さくはなりませんけれども、外が大きくなりますから、だんだん小さくな

らざるを得ないわけですが、思ひくなく、行政管理局もだんだん後退してしまつていふやうな印象を、ひどい後退だといふやうな印象を受けるわけですが、今局長のおっしゃつたのが事実であるかどうか、これは局長、さういふふうにならぬのじやないですか、本部の方針がさうなれば、中央がさうなれば、管区なり、あるいは県のやつがおのずから大きな制約を受けるわけです。これは有名無実だと私は思うのです。ですから、私の言つたほうが正しいのじやないかしら、先ほど言つたのが……、どうでしょう。

○政府委員(山口重君) 実は苦情相談などを中心としたしまして、さういふことが起こらないやうに末端行政を改善するといふ計画は、これは地方に立案をまかしてありますが、地方の実情がよくわかつていないところに計画をまかせるほうが効果的であると思つてやつておるわけですね。これは中央の方針なんです。実は自由にしておるわけでございます。さういふことを指示をしてやらしてゐるわけですね。それから苦情相談につきましては消極的なやうな御印象は、これはまあ非常に実は御承知いたしたいと思ひますのは、行政管理局は非常に苦情相談の仕事に力を入れております。今度の、本年度の予算におきまして、監政局では最重点として要求いたしましたし、また、予算を編成いたしました結果から見ましても、一番多く増加いたしてございませう。後にもなお行政苦情相談につきましても、まあ御趣旨のある点を十分に生かす趣旨で苦情相談の業務をさう活動にいたしますやうに努力いたしたいと思ひます。

○委員長(村山道雄君) 速記をとめて。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ。

他に御質疑はございませうか。――御発言がなければ、本件に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後三時八分散会

五月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員法の一部を改正する法律案(衆)

国家公務員法の一部を改正する法律案(衆)

国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第六項第十七号中「決定」の下に「並びに同条の規定による国会及び内閣に対する報告」を加える。

第百三条に次の一項を加える。

人事院は、毎年、遅滞なく、国会及び内閣に対し、前年において人事院がした第三項の承認の処分(第一項の規定に係るものを除く。)に関し、各承認の処分ごとに、承認に係る者が離職前五年間に在職してゐた第二項の人事院規則で定める国の機関における官職、承認に係る官制企業、承認をしない理由その他必要な事項を報告しなければならない。

附則

- この法律は、昭和三十九年一月一日から施行する。
- 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

本則第一号中「第九十五条」の下に「第百三条第九項」を加える。

- 五月三十一日本委員会に左の案件を付託された。
- 金し勲章年金、賜金の給与実施に関する請願(第二七四号)
 - 国立大学教官の待遇改善に関する請願(第二七五号)(第二七七六号)(第二七八八号)(第二八〇二号)

- 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(第二七八九号)
- 恩給、年金額引上げ等に関する請願(第二七九号)
- 一般職の職員の給与に関する法律第十二条改正による(公務員労働者)交通費実費支給に関する請願(第二八〇〇号)(第二八一〇号)

- (第二八一二号)(第二八二三号)
- (第二八二四号)(第二八二五号)
- (第二八二六号)

- 建設省設置法の一部を改正する法律案並びに河川法案反対に関する請願(第二八〇一号)

第二七四号 昭和三十八年五月十

七日受理
金し勲章年金、賜金の給与実施に関する請願
請願者 鹿児島県日置郡東市来町長里一、五三二 大迫通外八名

紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第二七七五号 昭和三十八年五月十八日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 東京都杉並区和泉町四一九 内川芳美外九名

紹介議員 石井 桂君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二七七六号 昭和三十八年五月十八日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 東京都目黒区駒場町八五六 東京大学航空研究所内 谷一郎外三十二名

紹介議員 吉江 勝保君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二七八八号 昭和三十八年五月二十日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願(二通)
請願者 広島市霞町広島大学医学部内 中塚正行外二百二十六名

紹介議員 岩沢 忠恭君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じ

じである。

第二八〇二号 昭和三十八年五月二十一日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願者 埼玉県浦和市上木崎一八 森末義彰外十一名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二七八九号 昭和三十八年五月二十一日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願者 東京都渋谷区山下町六〇 国鉄〇Ｂ同志会東邦電氣工業支部内 山崎慶之

紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二七九〇号 昭和三十八年五月二十一日受理
恩給、年金額引上げ等に関する請願者 岐阜県中津川市西太田町 国鉄〇Ｂ同志会中津川支部内 郷田卓三外四名

紹介議員 柴谷 要君
昨年五月、共済組合年金の増額に関する法案が、衆参両院の関係委員会で審査された際、退職年次による新旧受給者間の受給額の格差が問題となり、すみやかにこれに対処する措置を求めた附帯決議が行なわれたが、その主旨は

いまだに実現されていないため、その後における現職者の給与の引上げにより、新旧退職者間の給与格差は、心配されたとおり、昨年当時よりさらに増大の一途をたどっているから、すみやかに適切な措置を講ぜられたい。また、恩給、年金等のスライド制の実現を千秋の思いで待ち望んでいるものであるが、老後の生活不安におびえる薄給の恩給、年金受給者の立場としては、親族扶養能力の低下、生活水準の上昇等の社会情勢の変動下にあつて、今日の生活のため、スライド制の法制化実現への過程においても、一日もよりすみやかな受給額の引上げを渴望しているから、特段の配慮をせられたいとの請願。

第二八〇〇号 昭和三十八年五月二十一日受理
一般職の職員の給与に関する法律第十二条改正による（公務員労働者）交通費実費支給に関する請願者 茨城県常陸太田市金井町一、九〇二ノ五 菅原定夫外三十八名

紹介議員 田中 一君
建設省管轄の工事現場に勤務する者の通勤費は、その生産費の一割五分から二割に達している。しかも最近の公共料金をはじめとする諸物価の値上がりは、はなはだしいため、ますますそれら関係費の負担増となつて、個人々人の生活を低下させている実情である。とくに、これら勤労者は長い間臨時職員の身分でおかれたので、その賃金は他の公務員労働者、民間労働者と比較して非常に低いため、時代にふさわしい生活どころか毎日の生活に苦悩してい

る次第であるから、一般職の職員の給与に関する法律第十二条を改正して交通費実費支給を実施せられたいとの請願。

第二八一三号 昭和三十八年五月二十二日受理
一般職の職員の給与に関する法律第十二条改正による（公務員労働者）交通費実費支給に関する請願者 茨城県常陸太田市木崎町一町全建設省労働組合 常陸支部内 市毛春吉

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第二八〇〇号と同じである。

外三十九名
紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第二八〇〇号と同じである。

第二八一四号 昭和三十八年五月二十二日受理
一般職の職員の給与に関する法律第十二条改正による（公務員労働者）交通費実費支給に関する請願者 茨城県常陸太田市木崎町一町全建設省労働組合 常陸支部内 染谷明外三十九名

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二八〇〇号と同じである。

第二八一五号 昭和三十八年五月二十二日受理
一般職の職員の給与に関する法律第十二条改正による（公務員労働者）交通費実費支給に関する請願者 茨城県常陸太田市木崎町一町全建設省労働組合 常陸支部内 五町充夫外三十八名

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第二八〇〇号と同じである。

第二八一六号 昭和三十八年五月二十二日受理
一般職の職員の給与に関する法律第十二条改正による（公務員労働者）交通費実費支給に関する請願者 茨城県常陸太田市木崎町一町全建設省労働組合 常陸支部内 和地努外

三十九名
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第二八〇〇号と同じである。

第二八一七号 昭和三十八年五月二十二日受理
一般職の職員の給与に関する法律第十二条改正による（公務員労働者）交通費実費支給に関する請願者 茨城県常陸太田市木崎町一町全建設省労働組合 常陸支部内 佐藤実外二十名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第二八〇〇号と同じである。

第二八一八号 昭和三十八年五月二十二日受理
一般職の職員の給与に関する法律第十二条改正による（公務員労働者）交通費実費支給に関する請願者 茨城県常陸太田市木崎町一町全建設省労働組合 常陸支部内 萩谷知之外三十八名

紹介議員 豊瀬 慎一君
この請願の趣旨は、第二八〇〇号と同じである。

第二八一九号 昭和三十八年五月二十二日受理
一般職の職員の給与に関する法律第十二条改正による（公務員労働者）交通費実費支給に関する請願者 茨城県常陸太田市木崎町一町全建設省労働組合 常陸支部内 君野鶴次

外三十八名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第二八〇〇号と同じである。

第二八二〇号 昭和三十八年五月二十二日受理

一般職の職員に給与に関する法律第十二条改正による（公務員労働者）交通費実費支給に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市木崎

一町全建設省労働組合
常陸支部内 斎藤光子
外三十八名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第二八〇〇号と同じである。

第二八二二一号 昭和三十八年五月二十二日受理

一般職の職員に給与に関する法律第十二条改正による（公務員労働者）交通費実費支給に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市木崎

一町全建設省労働組合
常陸支部内 関島良也
外三十八名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第二八〇〇号と同じである。

第二八二二二号 昭和三十八年五月二十二日受理

一般職の職員に給与に関する法律第十二条改正による（公務員労働者）交通費実費支給に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市木崎

一町全建設省労働組合
常陸支部内 川又正二

外二十七名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第二八〇〇号と同じである。

第二八二三号 昭和三十八年五月二十二日受理

一般職の職員に給与に関する法律第十二条改正による（公務員労働者）交通費実費支給に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市木崎

一町全建設省労働組合
常陸支部内 大貫信之
外三十八名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第二八〇〇号と同じである。

第二八二四号 昭和三十八年五月二十二日受理

一般職の職員に給与に関する法律第十二条改正による（公務員労働者）交通費実費支給に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市木崎

一町全建設省労働組合
常陸支部内 宮田昭治
外二十名

紹介議員 田畑 金光君

この請願の趣旨は、第二八〇〇号と同じである。

第二八二五号 昭和三十八年五月二十三日受理

一般職の職員に給与に関する法律第十二条改正による（公務員労働者）交通費実費支給に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市木崎

一町全建設省労働組合
常陸支部内 佐藤行雄

外十四名

紹介議員 額谷 英行君

この請願の趣旨は、第二八〇〇号と同じである。

第二八二六号 昭和三十八年五月二十三日受理

一般職の職員に給与に関する法律第十二条改正による（公務員労働者）交通費実費支給に関する請願

請願者 茨城県久慈郡金砂郷村

久米二〇 佐竹信雄二
十七名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二八〇〇号と同じである。

第二八〇一十号 昭和三十八年五月二十一日受理

建設省設置法の一部を改正する法律案並びに河川法案反対に関する請願

請願者 静岡県田方郡修善寺町

柏久保 中川宏三
四万五千三百三十九名

紹介議員 吉田忠三郎君

公共事業は大きな曲がりかどにきている。国民のための河川改修、砂防、海岸堤や住宅建設などの比重は年々低下し、道路、電力、工業用水や新産業地帯建設には驚くべき巨額の国費が投入されている。これは一部独占資本のための「所得倍増」政策の一つであると考えられるが、この政策をさらに進めるために政府は建設省設置法改正案を上程し、またいわゆる新河川法を制定しようとしている。建設省設置法の改正を許すと建設省は監督官庁化され、新産業地帯建設の企画や新河川法により河川管理権などが地方建設局に移譲

され、国民の利益は重大な損害を受けるおそれがある。また建設省に勤務する労働者には予算増に見合う人員はふえないという形で労働強化をしいられ、監督官庁化に伴う配置転換、職権転換、首切りが横行され、それに反対する労働組合を押えるための労働担当官の増員が行なわれることになる。新河川法案によれば知事の河川管理権や水利許可権などをとりあげ、農民の水を工業用水に転化し、地方財政の圧迫、国民の財産の収用や取りこわし、強制労働などを一方的に強要できることになつており、しかも司法警察官の任務を建設省職員に与え（河川監視員）国民の正当な主張を弾圧しようとしている。以上の二件については、全国知事会でもすでに反対の態度を明らかにしているところであるから、両法案が可決されないよう善処せられたいとの請願。

昭和三十八年六月十一日印刷

昭和三十八年六月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局